〔翻 訳〕

『閑 中 録』(五下)

作 恵慶宮洪氏翻訳 梅山秀幸

わが家の人びとがそれぞれ官職につき、富貴でいられるのは、これみな東宮の外戚であることによっている。といって、東宮をたのんで、その威を借り、朝廷を混乱に陥れるようであれば、罪をこうむることにもなろう。今、権勢をふるい、富貴であるのは、ひとえに東宮によっていて、それがさらに東宮が摂政をなさるか、即位なさるようなことにでもなったなら、今は職にありつけない親戚の者たちも心の内にいっそう喜ぶにはちがいないが、しかし、その逆に、東宮がしりぞけられて、摂政にお立ちにならないというようなことになったなら、わが家はいったいだれをたのみ、富貴を維持しようというのか。

王さまは九十歳になんなんとして、今わの時が朝夕を知らない目前に迫っておられるのに、すぐにでも権勢をふるおうとあせって、東宮が罪を得るようなことをする者がいったいどこにいよう。

東宮は外戚のわが家に対して不安なお顔色やおことばをお示しになるようなことはなかったし、わたくしもまた知らず、仲父ご自身もまったく心配しておいででなかったが、そんなおり、東宮に対して、仲父が戚里の大臣としての権力をますます握ってふるおうとして、東宮のために不利になることを画策することが、どうして人情であり、天理であろうか。

そのとき、英廟は、目もかすむようにおなりで、みずから落点¹⁾がおできにならず、左右の者に付標をさせた上で落点をなさり、そのほかのまつりごとはみな宦官の手にゆだねていらっしゃったが、

「兄上の景廟は, その最期に当たって, わたしに向かい, 世弟のお前にさせるべきか, 左右の者にさせるべきか, とおっしゃって, 迷われたものであったが, わ

たしはいっそのこと世孫に任せてみようと思う」 とおっしゃった。

そのとき、領相の韓翼暮もかしこまって、

「左右の者に任せても、不足をご心配になることはございますまい」 と申し上げて、その後、礼を失したことばであるとして、韓翼謇も仲父といっしょ に糾弾されたのであったが、韓翼謩は事の重大さに気がついて、取り繕おうとやっ きになったのであった。

この者はといえば、仲父とまさしく同意見だったではないか。仲父と立場は異ならないはずで、むしろ、みだりに議論して、東宮を摂政にお立てするのを阻止したことを論罪しようとすれば、領相も左相もみな同罪であるはずだった。ところが今に至って、韓翼謇は無傷で生涯をまっとうし、仲父だけが極刑に処されたのは、国家の刑政として不公平であったといわざるをえまい。

このようなわけで、仲父は、先王がお憎みになることはなはだしく、配流の憂き目に遭われたのだが、礪山に流されるとき、ご命令によって、さまざまな罪目がさらに加わり、反論の余地も与えられないほどに問責され、しかも縄目の恥を見て、世間で人としての本分が立たないほどであったが、最後には、

「日有逆情,日有異志,此則萬萬過矣,決是情外之言」 と詩を詠じなさった。これは,

「反逆の思いがあるといい,謀反の意志があるといって糾弾されるが,これは まったくの濡れ衣で,わが意はけっして情に惑わされぬ正義にしかない」 ということであった。

先王のお気持ちとしても、もとはといえば、外戚の家に一抹の不安をおぼえて、一度は懲らしめておこうとお思いになったものの、どうして世孫の老母²⁾のいる外家を滅ぼそうというおつもりがおありであったろう。

国栄もわが家に深い恨みを抱いてのことではなく、自身の権力をふるって一世に 号令するために、国家の外家の威厳を失墜させたいと思っただけのこと、かれの目 にも、仲父には死に至る罪はなく、それを殺してしまおうという意志などどうして ありえたろうか。

先王がこのご命令を下し、処分なさったのは、よくよく考えてのことであったと思われるが、丙申の年 (1776) の五月に、金鐘秀が宮廷に参って、国栄をそそのかして洪麟漢を反逆者としてしりぞけた功と忠誠はいっそうめざましいというべき

-180-

か、仲父は流刑地におもむいて、三か月もせずに、みずから負うべき罪ではないのに、さらに刑を加えられ、ついに大禍となって、死を賜わったのであった。これは当初の帰陽³⁾のご命令の意図とは異なっているのではないか。

壬子の年 (1792) の五月になって, 王さまは,

「『不必知』ということばは『莫須有』4)ということばと同じように、罪とするに 足りない」

とおっしゃったのであったが、これは『承政院日記』にも記録されていて、世間に も流布したおことばだったから、だれひとりとして知らない者はないであろう。

「莫須有」ということばは、岳飛を殺してしまったのはあるまじき冤罪であるということで、諺にまでなっており、無知な婦女子であってもよく知っていて、いまだに痛ましく話されることである。先王は高明なるそのご学問によって、その典拠をご存じないということはないはずであり、このことばを引いて、二つをおくらべになるということは、仲父のことも痛ましいかぎりであるという意味をこめられたのであろう。わが家の人間でなくとも、世間の人びとでそのおことばを知って、そのお心のあるところのわからない者がどこにあろうか。

そのときのおことばでは、「莫須有」ということをおっしゃって、

「丙申の年 (1776) の 『三不必知』の事件 $^{5)}$ は罪となることではなかったのに、実はあの年のこと $^{6)}$ が尾を引いて、ああも残念なことになってしまったのだ」とおっしゃったのであった。わたくしに対しても、

「『三不必知』の事件を免れることができず、まことにお気の毒ではあったが、 今はあの年のことに原因があったとして許してもらえれば、幸いです」 とおっしゃったから、わたくしはおどろいて、

「丙申の年のことも、冤罪で痛ましいかぎりですが、あの年のこともまったく あってはならなかったことなのです。そうしたことをどうしておっしゃるのです か」

と申し上げた。 先王は,

「あの年のことを持ち出してあれこれいえば、むずかしい問題があって、あの年の件の罪名はこうだ、ああだと強調することもできず、後世になればそれがどんな罪であったかもはっきりしなくなります。あの年の罪などは将来、甲子の年(1804)に7)すべて晴らすこととし、今回は丙申の件だけを晴らすつもりで、あの年のことを持ち出したのです。どうか甲子の年をお待ちくださるよう」

とおっしゃった。

最近では、さらに気がねなさるところがなくなったのか、いつも仲父のことを、 「禍に遭われた大臣」

だとか,

「あのことがなければ、外戚として、今は国家の柱石の元老大臣となっていたも のを」

だとかおっしゃって, ご自身に忠誠であった仲父の言動と, またご自身お好きで, いつも仲父と議論なさったのを思い出して,

「どんな議論をしても、後に教訓となったものだ」とおっしゃた。また、

「天下と朝廷の主となるべき人、まさに英雄であった。今の世を探しても、あの ような人物はいまい」

とお嘆きになり、ご自分が人と接し、往来する礼儀、さらには、はなはだしくは、 衣服の着方に至るまで、

「みな、まねをしたものだ」

とおっしゃったが、お心にまことの反逆者だとご理解していらっしゃったなら、ど うしてこのようなことをおっしゃろうか。

丙申の年の初めにこの仲父の禍に遭って、わたくしの悲しみは比べるものがなく、自殺しようとまで思いつめ、ほかのこととて思いつかなかったが、いささかの母親としての情愛があり、万古にない情理でかろうじてわが身をながらえたのであった。世孫が朝鮮王とおなりになるのをお見届けして、お祝いしようという気持ちが募り、もしわが身をたいせつにしなければ、王さまの孝心をだいなしにし、聖徳に累をおよぼすこととなるのは避けることができまいと思い、わたくしは、

「今は即位の初年度であり、国栄に聡明さをくらまされていらっしゃるが、いずれその過ぎた振る舞いにお気づきになって、後悔なさるであろう」

と考えに考え、耐えに耐えて、生命を捨てず、普段と変わりなく、過ごしてきたのだったが、しかし、宮廷内外の人びとがわたくしを凡庸懦弱な者として爪はじきするのにどうして甘んじることができたろうか。

はたして、後になって、先王がお悟りになったことは、上に書いたとおりで、また甲子の年にわが家の罪をすべて解除しようとおっしゃったとき、

「麟漢殿のこともいっしょに回復しよう」

-182 -

と何度も丁寧なおことばをくださったので、わたくしは金石のようにそれを信じていたのだった。その甲子の年がなかなか来ないので気をもんでいたところ、天がますますわたくしを憎く思うのか、家運はますます傾いて、先王が中途でお亡くなりになって、万事みな霧散してしまった。このように酷い話しがどこにあろうか。

わたくしは無学な女子とはいえ、わが国の朝野の歴史に目を通し、わが国では冤罪の獄事がついには雪がれたというような例がほとんどないのを知っている。仲父のことはいよいよ恨めしいかぎりであるが、主上8)が成長なさって、是非をおわきまえになれば、いずれきっと年老いた祖母のこの恨みを晴らしてくださるときも来よう。わたくしは生きてそれを見ることができなくとも、いつかわたくしが死んだ後にでも、この文章を主上がご覧になるようなことがあれば、かならずや感動なさり、仲父の三十年の恨みを晴らしてくださるかと、天に祈るばかりである。

明宗の時代⁹⁾に尹任がその女婿の鳳城君を推戴しようとしたとして罪に問われたが、その罪の証拠となる供述と尋問の内容がでっちあげられて、明々白々と『武定宝鑑』¹⁰⁾に載せてある。その書物に罪名を掲載したものを読むと、たしかに反逆であって、だれもこのために弁明できそうにないものの、しかるに、この獄事はまったくのでっちあげであったので、公の議論ではみなが一様に冤罪だとして、宣祖のときにふたたび審議されることがあって、恭懿大妃¹¹⁾の冤罪だとなさるありがたい思し召しも力となって、尹任の官爵が元に戻されるということがあった。

尹任は恭懿大妃には媤外三寸¹²⁾であり、宣祖にとっては恭懿大妃は伯母でいらっしゃった。恭懿大妃は媤外三寸の冤罪を雪ごうとなさり、宣祖は伯母のお心を考慮してこのことをなさったのだが、わたくしは、これまでも、恭懿大妃のお気持ちがお気の毒で、宣廟の処分が孝行のお気持ちから出たものであると欽仰しないわけにはいかなかった。

まして、わたくしの仲父は尹任の罪名とは軽重がおのずから異なる上に、わたくしは主上の祖母ではないか。あちらは国王の伯母として媤外三寸の罪を雪ぐことをなさったのに対して、こちらは国王の祖母がその仲父の罪を晴らそうとするのである。わたくしの情理、国の体面など、同日にはだれもいえないことであり、またこのことについて、先王は気に病んで、甲子の年にはなんとか正そうと何度もおっしゃっていたのだった。丙申の年(1776)と壬子の年(1792)の二度のご命令がいっそうの明証となるだろうが、この冤罪を雪ぐのが先王のご遺志であったのだ。今上のことが不安であっても、ためらうべきことではなかろう。恭懿大妃は尹任のこと

に干渉しようとして非難をお受けになったものの, それでもめげずに, ますます尹 任の罪を晴らそうとなさったのであった。

丙申の年の七月、仲父の処分のときの伝教には、わたくしがそう仕向けたかのようになっており、これではわたくしも共謀して仲父を殺したことになるのであった。世間は知らないことであっても、わたくしが、三寸の災いをこうむったのに、それを救うどころか、かえって陥れたのだとされ、倫紀を破る罪人だと指弾されたとしても、それに反駁することはできない。自身の三寸が禍をこうむって、そのような振る舞いに出る者が古今東西いったいどこにいるだろうか。

わたくしはもう余命いくばくもなく、生命が尽きようとしているが、もし仲父の 罪を雪ぐことなく死んでしまえば、万世に三寸を殺した人間として、鬼神であって もこれを容赦することはないであろう。恭懿大妃が一時の浮言からこうむられたお 苦しみとくらべて、わたくしの苦しみはどうであろう。恭懿大妃は甥に当たる宣祖 のお気持ちをお動かしになったのに、わたくしはいくら精神が浅薄であったにして も、孫の主上のお気持ちを動かすことはできないであろうか。いつも心にかけてい ながらも、まだ主上の意のままに任せることのできないことであって、わたくしは しだいに気息奄々として、呆然とするばかりであった。

国栄が壬辰の年(1772)の秋に登科したが、子どものときから、もともと心の病んでいる者で、その父親の楽春がまた狂人であったから、これを教え諭すこともなく、そこで、おのずと狂疾におちいり、放蕩を事として、酒を嗜み、女色に耽り、行いに一つとしてまともなところがなく、一族は相手にせず、見捨てていた。しかし多少の才能はあったというべきか、ほんとうはできない文章もできるとほらを吹き、機知に富んで、機敏ではあり、肝っ玉も太く、豪気で、天も恐れず、地もはばからない。この狂人は天下の万事をみなおのれの掌中にしようとしていたから、わが家の者でこれを冷笑しない者とてなかった。

ところが,登科の後,翰林¹³⁾を数年のあいだ勤め,長く宮中にいたために,英 廟はこれを愛されて,

「わが孫のように思う」

とおっしゃったし、またちょうど世孫とは年格好も同じくらい、容姿も美しく、機知に富んで、敏捷であったから、とうとう世間に乱が起こってしまったのだった。 世孫はこれを一目見て愛し、そうして二目見ていよいよ愛し、しぜんにお召しが重なって、寵愛が盛んになってしまった。

-184-

最初は、この者は姦計を用い、世孫に直諫するふりを装ったのだが、実はその直 諫というのも、お耳に快いものばかりであった。世孫はこれを剛直な人と信じ、付 き合いを深めなさってからというもの、なにもかもお信じになった。

世孫が東宮にいらっしゃって、下人のほかに接しなさるのは、師傅¹⁴⁾と賓客¹⁵⁾ と宮官¹⁶⁾だけに過ぎず、その者たちとは学問を講じ、討論するだけのことで、表向きの話しばかりで、ほかの話しになることはなく、ましてや朝廷のことや巷間のことがどうして話題となることがあったろうか。世孫は退屈して、鬱々と過ごしていらっしゃったところに、国栄とお会いになり、国栄はといえば、宮廷内外のことをなんでもかんでもおもしろおかしくお話しをして、気が利いていたものだから、東宮はすっかりお気に召して、以前寵愛されていた宮官はしだいにお遠ざけになり、国栄ひとりをお取り立てになった。その様子はまるで男子が妖婦に惑わされたかのよう。

国栄は自分を憎んだり、恨んだり、あるいはなじったりする者がいれば、なにも 咎がなくても東宮に讒訴して、

「東宮を誹謗しています」

と申し上げた。

この者を寵愛なさるあまり、そこそこ重みのある人物も忌み遠ざけられて、ますます世間で名うての軽薄無頼の人物を愛しなさったのだから、これがどうして世間のそしるところとならなかったであろう。

「東宮はなんとも怪異なる人物をお近づけになっている」

と憂嘆する者もおり、また、

「東宮が一時的にあの者をお近づけになっても, どうしてああも我がもの顔に振る舞えるものだろうか」

とそしる者が引きも切らなかった。

甲午の年(1774)から乙未の年(1775)のあいだというもの、家々が国栄のことをそしり、人びとだれもが国栄の悪口をいっていたのだから、かれ自身がどうしてそれを耳にしないでいられたろう。しかし、こうしたことを聞けば聞いたで、世孫を批難している者がいると申し上げて、罪をでっちあげたから、世孫のご寵愛はいよいよ盛んで、他の人には目もくれないといったご様子、国栄のことばだけに耳を傾け、寵愛なさるあまりに、この者の姦情を察知なさらず、真にお受けになって、世孫はなにもお気づきにはならない。

国栄はあれこれと千古にない待遇を受けることになって、代理摂政の件でも大功を上げ、登極の後わずか七、八か月で昇進を重ね、都承旨¹⁷⁾、守護使¹⁸⁾となり、宿衛大将として宮廷にとどまった。かれのいるところを名付けて宿衛所といい、五軍門大将¹⁹⁾をかねていたから、その官職の名称は長々しく、五営都総宿衛兼訓練大将というのであったが、古今にこうした恩寵と功名がいったいどこにあるというのであろう。

国栄はその心のおもむくままにおびただしく人を殺し、中でもわが家は特に禍をこうむったのだが、わが仲父がかれを咎めたことがあるという怨恨だけではなく、かれの伯父の楽純が仲父とは仇敵の間柄でもあったから、つねに殺意を抱いていたようであった。国栄の初年のまつりごとはその伯父のことばに従ったものであったから、仲父の禍はいっそうむごいものとなったのであった。

四年のあいだ、信節がなく、跋扈して働いた悪事は千といわず、百といわず、わたくしは深く宮中にあって、その一端を知っているのみであるが、その狼藉は耳をおおうばかりであった。

禁中に内医女²⁰⁾を連れ込んでは、まったくわが家であるかのように振る舞い、薬房提調がお食事を用意するとき、自分の食事も王さまのものといっしょに同じように調えさせた。王さまに対して無礼であり、大臣以下を凌辱すること、まったく目をおおうばかり、わが家の祖先が徳を積み重ねてここまでやって来たのに、どうしてこのような妖悪な人物が一族に出現したのだろう。

国栄はもともと小人物で、けしからぬ男ではあったが、だいそれたことをなすような者でもなかった。ところが、金鐘秀という者が丙申の年の五月に初めてやって来て、国栄と親しくなり、その養子のようになって、千万の変怪をしでかしたのだから、ひとり国栄の罪だというのでもない。

家も近くにあって、付き合いもおろそかではなく、実の兄弟と異なるところがないくらいであったが、国婚²²⁾の後、わが家の勢いは赫々たるものがあり、その兄弟たちはたとえ宰相の家柄であるとしても、職のないソンビとしてみずから処して

-186-

いかなければならなかったから、前日の親厚なる情誼も変化していかざるをえな かった。

お父上はあくまでも家中の子どもとしてこの兄弟をお叱りにもなり、教え諭しにもなったのだが、この兄弟はしだいに離れていき、はっきりとその行状に反目する様子が見えるようになって、お父上がその兄弟たちに手をさしのべられても、けっして心を許さない様子を見せることが多くなった。お父上はそれをご覧になって、憂嘆もなさり、忠告もなさったが、その者どもが恨みを含むようになってからというもの、お父上は子や甥を教え諭すように親身にお話しをなさった後、いささか気掛かりをお覚えになるようになった。

その姑母というのは、お父上のいとこたちの行列では最年長であり、お父上はお祖父さまがかわいがっておられたことをお考えの上で、実のお姉さまのように見なし、大将におなりのとき、地方官におなりのときなど、それぞれに贈り物をなさることが多く、その情誼は格別のものがあったのに、その者たちが自分の母親の四寸を殺すことを企てるなどとは、どうして予測できたであろう。

丁亥の年 (1767) に鐘厚に対して加資通清²³⁾ということがあったとき、大臣への相談もなく、儒林および世間での議論もなく、吏判がひとりで決めたことであったから、お父上が喪中ではあったものの、一般論として、

「まつりごとの格にのっとっていない」

とおっしゃったのだが、そのことで鐘厚は恨みが骨髄に宿るようになり、報復する ことを願うようになったのであった。

さらに、壬辰の年 (1772) に鐘秀が帰陽 24)させられたことをも、あえて叔弟の楽 仁のせいであると見て、いつも、

「いずれきっと亡き者にして、目に物見せてやる」

というようになったのは、意外千万のことであり、親族のあいだでこうした疑いを 抱かれたのはまことに不幸なことであったといわねばならない。

こうして、ようやく時を得て、鐘秀は国栄と一心になり、国栄がためらうことであっても、これをそそのかした。この者はまことに世間を欺き、虚名を貪る者であったといえよう。国栄のつもりでは、鐘秀が自分の懐に飛び込んできたから、実の子弟のようにかわいがったのだが、鐘秀がまるで奴隷のように事にしたがい、婢妾のようにおもねって、みずからすすんで事をなしてくれるので、そのことばを聞き、計略を用いたのであったろう。わが家の禍変は鐘秀のせいで倍加したというべ

きで、国栄ひとりではまさかこのようなひどいことにはならなかったはずである。

国栄はその言語道断なること、あまりに異常、かつあまりに屈折しており、取るに足りないことの恨みでもって、無数に人を殺そうとし、鐘秀がそれに加わって自分の怨讐を晴らそうとしたから、このふたりの私的な恨みを晴らすためだけに、人びとが審議もされず、有罪、無罪が決められ、無数に殺されてしまったのであったが、その後、国栄が失墜して、罪悪が明白になるやいなや、鐘秀は千億も変わり身の速さを見せ、その身は関わり知らないことだと言い張った。

それまで鐘秀の罪を子細にあげつらうこともなかったが、実際は、十として議論 すれば、国栄の罪悪は三、四分といったところ、鐘秀の罪悪は六、七分であって、わ たくしがいつも先王に、

「国栄の件は、かれ自身の犯した罪というより、鐘秀の犯した罪です」 と申し上げると、先王も笑いながら、

「まったくそのとおりです」 とおっしゃっていた。

国栄は先王の恩寵をこうむっていながらも、その心に恩寵を保つだけの本分がなく、かえって不足に思い、その姉を納れて自身が外戚となり、内外で無限に威をふるおうとした。自身がいわゆる忠臣であるのなら、そのとき、中宮²⁵⁾は鄭妻の離間によってご夫婦仲がよろしからず、骨肉の親のようにお思いになっている臣下の立場から、中宮には努めて和合なさるようにお勧めするはずのものであったろう。

中宮はそのとき二十六歳で、もともと腹病などおもちではなかったのに、ご病気でいらっしゃるといいふらし、ご命令が下るように仕向け、両殿のあいだが不和になるようにしたのだが、それがうまくいかないとなると、今度は、先王のお年が三十になんなんとして、いまだお世継ぎが産まれていないことから、公平に見て、健康な女子を選び、いそいで男子をお授かりになる慶びをお祈りするのが正しいはずだとして、突然、妖悪なる計略を練り出して、まだ十三歳にしかならない幼い自分の妹を納れて、世継ぎを得ようと企んだのであった。

その妹を号して元嬪といい,宮号を淑昌といったが,「元」の字は不吉である上,正妃がいらっしゃるのに,妃嬪を「元」の字で呼ぶ道理がどこにあろうか。天道はよく見そなわし,その罪悪が満ちて,はたして己亥の年(1779),突然その妹が死んでしまったが,国栄はその憤りを抑えることができず,自分の妹が夭折してしまったことには中宮が関わっているかのような疑惑を抱いたのであった。そこで,

156

先王をたきつけ、中宮つきの宮女たちを多数つかまえ、刀を抜いてもち、おびただしく切り殺し、むごい仕方で拷問して、妹の死をむりやりにでも中宮に関わることのようにこじつけ、危うく、中宮に讒誣がおよぶところであった。宮外でも騒ぎは広がって至らざるところはなく、市井の商人たちまでが門を閉ざして逃げ出す始末であったが、万古にこうした悪人がどこにあったろうか。

自身の富貴を永遠に享受しようとした計略が失敗に終り、天の心はどうかと恐れたものの、すぐに気をとりなおし、名門の家に選ばせた女子を進めて、凶事の半分でも回復しようというつもりになったものの、国栄は心の中ですぐに思い直し、他の妃嬪を進めれば、その者の家に寵愛が移るのではないかと心配して、そんなことがないように配慮した。すなわち、宋徳相をそそのかして、まがまがしい上訴をさせ、正祖の庶弟恩彦君祻の息子の湛を守園官という役職につけ、君号を完豊とし、死んだ自己の妹の養子ということにして、先王の息子のように仕立て、自分が外戚としての権威をいつまでもふるえるようにしたのであった。

先王がまだ三十にもおなりではなく、またご病気だというわけでもないのに、お 世嗣をご覧になる道を永遠にはばもうとする。先王が幼いために蒙昧なところがあ り、自分でなさるべきことも、いつもこの者の意見にしたがって、かえって自分の ためを思ってくれると無邪気に信じていらっしゃったのだが、ここに至り、先王の 聖明でもってどうしてこの者の妖悪な心腸をお悟りにならなかったであろう。

湛という幼い子どもを突然連れて来て、王さまのご子息と見なし、それをまた自分の甥だということにして、すっかり親しく振る舞い、宦官もそれに付けて出入りするようにさせ、ほとんど東宮としての待遇であった。その父親の祻というのは虚荒狂悖なる人物であり、自分の息子がそのようなことになって、それが後日自身の大禍の根本となることも理解できなかったようで、親子の因縁によって形勢を利用し、いわゆる宮墓忠義守衛官のような職に自分に繋がりのある者をつけさせたりしたが、こうした無知がいったいどこにあろうか。

そのとき、わが家の兄弟たちが、わたくしに封書をくれて、

「このような政治と、このような挙動がどこにありましょうか」 と書いて、憤慨、憂歎に堪えない様子であったが、わたくしも、こうした情勢に対 して憤懣やるかたなく、天を徹し、地を極めんばかりで、先王に、

「これはいったいどういうことで、どういうおつもりなのでしょうか。ようく、 お考えください。王さまはお年寄りでしょうか。ご病気でしょうか。子どもが欲 しいという気持ちは老少、貴賤にかかわらないこととはいえ、陛下には宗社がかかっており、それがどれほどの大事かお考えください。三十歳になって子どもを授からないことを焦慮なさるのはごもっともとはいえ、人の手にさえぎられ、みずから子どもができないような道をお取りになっている。いったいどういうおつもりなのですか」

と申し上げて, 悲しんだ。

そのとき、国栄の勢力は泰山のようで、だれもあえて意を唱える者のないのをいいことに、元嬪の殯所を貞聖大后の殯殿に定め、墓を仁明園とし、魂宮は孝徽宮とした。そうして議政府以下が香を上げ、喪に服したのだが、そのときどうして諸臣の中にこれを咎める者がいなかったのだろうか。

わたくしはただひとりで痛憤し、ただひとりで天に向かってかこち、事態を見るに見かねて、王に会えば泣いて、見ればなだめすかして訴えたから、先王はしだいしだいにその者に前後の事でだまされているのをお悟りになったようであった。国栄が湛を甥として、宮中ではまるで東宮であるかのように後見し、寝食をいっしょにして、その情状は日に日に凶狡となり、挙措は日に日に危うくなっていたものの、先王は英明でいらっしゃったから、どうしてみずから悔い改めず、憤りなさらないでいらっしゃったろう。

国事は多難で、どうすることもおできにならなかったのを、わたくしは真心を もって悲しみ、憤って、

「世嗣をお作りになることをお考えください」

と, 拝見するたびにお勧めしたが, もともと仁孝でいらっしゃったから, わたくしの情状とご自身の身の回りを振り返って, 感動して, 正気を取り戻され, わたくしにお見せになる気色はしだいによくなって, 国栄の罪悪をはっきりとお悟りになった。

己亥の年 (1779) の九月に、国栄を職からは退かせ、以前の寵愛のなごりで終始 その身体だけは保全しようとなさったものの、かれ自身の職を退いての後の所業と いうのがますます妄りがましく妖悪であったから、江陵に追放することになり、つ いにはみずから死ぬに至ったのであった。昔から凶逆と権姦がいないわけではな かったが、国栄のような者がまたといただろうか。

この者は最初に私怨でもって人を陥れて,逆らえばこれを逆賊だとしてみな亡き 者にして,先王の聖徳に累がおよぶようにしたというのが,その罪の一であり,正

-190 -

祖とお妃のあいだを引き裂いて自分の幼い妹を納れ、富貴を独占しようとしたというのが、その罪の二であり、自分の妹が死んだ後、お世嗣をご覧になる道をはばんで、湛を養子にして、東宮に仕立て、自分が外戚として長く勢力をふるえるように企んだのが、その罪の三であり、中宮の女官を拷問して中宮の犯した罪があるかのような誣告をうながして、中宮を陥れんと計画したのが、その罪の四である。そのほかにも、上に向かっては「無君不道之辞」と「無礼不忠之言」が無数にあったようだが、わたくしがじかに見たわけではなく、そのすべてをどうして記録することができようか。

人臣としてこれらの罪の一つでも犯したなら、極刑を免れることはできないはずなのに、ところが、国栄は古今に聞いたこともないような千罪万悪を重ねながら、終始その身をまっとうしたのであったから、それでは天の意志はいったいどこにあったというのか、慨歎せざるをえない。

鐘秀がみずから優れた議論をなしたと称して、最初は厚謙といっしょに官職を得ようとはかったが、晴れて泰川の県監に任命された日、英廟が草緑の紬一匹をご自分の懐から出して、

「冠帯として着すように」

といって、くださった。それは鐘秀の独善的な議論を不安にお思いになりつつも、 忽然とこの恩顧があったのだが、厚謙に対してのご寵愛がなければ、どうしてこの ようになさる理があったろう。

この者はもともと利を見れば義理を忘れる性癖で、厚謙に取り入ろうとしたものの、厚謙がこれを受け入れなかったから、歯ぎしりして、国栄に近づき、国栄の千 狡万悪を一つとして手伝わないということはなく、国栄が職を辞すときには、鐘厚をして留めさせようと、上疏して、

「国栄は国家の忠臣であり、山に棲む虎豹の勢いをもっております。朝廷に欠く べからざる人材です」

と申し上げた。この者たち兄弟は、当初はたとえ国栄にだまされてのことだとしても、その罪は重い。国栄が湛を取り立てたとき、宋徳相がこれにおもねって、お妃選びのないようにと上疏して、国人がみな逆賊だとののしったことがあったが、平安道の山林に籠っていた徳相がやむをえず上疏したのは、人に後れをとるのを恐れたからのことであった。しかし、この兄弟のように世間に逆らう清類名類の論というのがどうしてありえようか。

その後に、鐘秀が書をたてまつって、国栄が罰されることになったが、これは先 王がみずからなさったことであった。わたくしが先王に、

「鐘秀が国栄の子どもだと称しながらも、今となっては、その父を論駁する、そ のようなことがどうしてあっていいでしょう」

と申し上げると, 先王は,

「自分の心からではあるまい。かれも生きのびようとして、あがいているのであろう」

とおっしゃった。それに対して、わたくしが、

「千変万化する九つの尾をもつ狐というべきでしょう」

と申し上げると, 先王は笑って,

「当を得た形容ですね」

とおっしゃった。先王がその者の気性を見抜いていらっしゃらなかったというわけ ではない。

国栄がいなくなった後は、国栄がいたころのことを改めて、わが仲父のように無 実の人についてはその罪を晴らしてくださり、天の理にもかなうようにし、人心も 慰労してくださったものの、国栄の罪悪のすべてがはっきりと明らかになったわけ ではなく、無実の人でいまだに罪を雪ぐことのできない人もあった。しかし、それ は国栄の罪というよりも、鐘秀が国栄の威を借りて行ったものであろう。

鐘秀が国栄といっしょに、丙申の年(1776)の初めから事を行って、このとき、無罪の人物であっても、自身の好き嫌いで、国栄をそそのかしてこれを殺したので、罪は国栄よりも重い。中宮がご病気でもないのに、ご病気だということにして、国栄の幼い妹を宮廷に納れ、元嬪と称して、中宮の位を奪い取ろうとし、また、湛を養子にして、先王がお世嗣を得る道をはばんで、宗国を傾けようとした計略も、たとえ国栄の凶心から出たものであったにしても、鐘秀がそそのかしたものであることははっきりしていた。

鐘秀自身、地下の身分の臣下とは異なり、千古にない恩顧をこうむっていたから、王さまにできない話しはなく、王さまもお聞きにならないことがないはずなのに、国栄の前後のことを一度として言い出すことなく、はなはだしきに至っては、その兄に頼んで、留任要請を行ったのだった。隠してはいても、国栄との同心は明らかではないだろうか。

その一生の所業はといえば、国家に対して有益なことを一度として言い出すでな

-192 -

160

く, その誤ったところを正そうとすることもなく, したことは, わが洪家を陥れること, そうして, ただ獄事に当たったときだけ, 腕捲りをしてまで奮い立ったが, こうした蛇蝎のような毒物がまたどこにいようか。

先王はこの者の情状はすっかりご存じで、特別なおはからいで、家に閉じ籠って 検朴な生活を送り、官に就いて貪らないようにさせ、人心を失わないよう配慮し て、特にお咎めはなく、以前の恩情を保全しようとなさったが、しかし、この者に とっては、いわゆる倹朴清廉などどだい無理なことであった。

世間ではみなこの者は母親に対して孝行者であると褒めていたが、母親の心をすこしでも忖度できるようであれば、母親の四寸といえば自分自身にとっても近い親戚であり、たとえ罪があったにしても、世間であれほどの人がなかろうという人物であるのに、母親を家に座らせたまま、ひとりで出かけていって、どうして母親の従弟を殺したりするものであろうか。どうしてこのような者を孝行などといえよう。

世間では国栄のことはほとんど知っていたが、鐘秀のことはまったく知らない。 国栄は皮肉に過ぎず、鐘秀こそ実は骨子なのであって、すこしでもこのようなこと を書きとどめて、世間に知らせようとするのである。

わたくしが七歳の辛酉の年 (1741) に叔弟の楽仁が生れたが、その資質は氷清玉潔であり、凡類にはぬきんでていた。父母がこれを愛し、わたくしもこれを偏愛したことはいうまでもないことで、英廟は、これが宮中に出入りするようになると、おかわいがりになって、わが仲弟の楽信とともに、兄弟を前駆けにしてお歩きになったし、景慕宮の親しみようといえば、さらにひとしおであった。

文学に早熟の才能を見せ、大科、小科の三段階の試験でそれぞれ首位の成績で及 第し、文章の才能によって盛名を馳せ、わが兄弟の中でも特に門戸の期待が大き かったのだが、身を立てようとしてまもなく、家中が禍に遭ってしまい、気をも み、心配して、嘆くことしきりであった。

庚寅の年(1770)から辛卯の年(1771)にかけて、お父上の身に禍が日々に迫ることが急で、わたくしが思うに、亀柱はお父上への恨みを解くことがあるまいから、鄭妻にこの禍機を免れるよう依頼することを考えたが、鄭妻はその子厚謙のことばを聞いて、前日の情誼はすたれてしまい、長く粗略だったために、これを動かすことはむずかしかった。

時勢を見ると、厚謙とよしみを通じることが恨みを解く道理となるはずであった

が、先兄と仲弟はどんなことがあってか厚謙とはうまくいかなくなっており、ただ 叔弟だけが残っている。ただ、叔弟は志操が高尚であり、人格が傑出し、風紀に染 まることもなく、世路におもねることを嫌って、尋常に旧を知る友人がなく、家の 客も顔を見知る者が少なくなっていた。そうした人となりで、まさか卑陋なること をなさるはずもなかったが、兄弟の中で年も若く、厚謙に嫌われてもいなかった。

わたくしは叔弟に手紙を出して,

「昔の人には、親のためとなれば生命を捨てた孝子もあったといいます。今の状 況では、親のために厚謙と付き合って、家の禍を救うのが正しいことではないで しょうか。厚謙というのは翁主の息子として、王さまのご寵愛をたのみ、権勢を ふるっているだけであって、もともと奸佞な人物でも、また凶悪な人物でもあり ません。一時にしろ厚謙になじむことは気が進まないでしょうが、お父上の危殆 を救わず、放っておいて、どうしてそれが人の子としての道理といえましょう」 と書いて、懇願した。

叔弟は当初,たとえ死んでもいやだと抗ったものの,禍が迫って,一門の滅亡が 今日明日にさしせまり、わたくしの要請もいっそう必死なものとなったので、やむ をえず、厚謙のもとに出入りしてよしみを通じ、お父上の惨禍を免れることができ たのだった。だから、叔弟が身を誤ったのはひとえにこの姉のせいであった。

叔弟はその文章の才能でもって、父兄に続いて宮中に出入りするようになり、そ の将来は万里のはるかに広がっていたのに、その抱負を実現することもなく、険悪 なる事態に出くわして、老親の禍を配慮せざるをえず、平生の本心を守ることもで きず、厚謙との交わりを深めた。それをおのずと恥じ、心に誓って、

「家が平安に保てさえすれば、わが身は出世せずとも満足しよう」 といって、ソウルの東の郊外に家を建て、わたくしに手紙をくれて、

「遠く離れることのできない身ですので、近郊に落ち着いて、京闕をうかがい見 ながら、泉石を愛玩しつつ、この身を終えることにします」

と書いた文句が目に焼き付いて離れない。

叔弟の心の内は上のようなもので、厚謙と付き合ったというのも、父兄のため に、父兄を禍から救おうという気持ちの上だけからであって、厚謙の引きたてで官 職の一つでも得るようなことがあると,

「本心を隠して、まことに貪欲で、汚濁した輩と同心することだ」 といって、己丑の年(1769)に首位で科挙に合格したにもかかわらず、乙未の年

-194 -

(1775) までの七年のあいだ、本来就くべき玉堂、春坊の二、三の官職のほかには、応教²⁶⁾におなりになるでなく、大小の邑の守令におなりになるでなく、湖堂²⁷⁾をたびたび任じられるのみで、庚寅の年(1770)以前の身分にずっととどまって、一資半級とてお受けになることがなかった。厚謙と付き合ったのが利を貪るためでなかったことが、これによってもはっきりとわかろうというものだ。

鄭妻の変節と厚謙の狡猾によって、わが家中になにか変が生じることにならないようにと気を配りながら、叔弟は厚謙のもとに往き来したのであって、その他の、だれを取り立て、だれをはばみ、だれを殺し、だれを生かすか、といったことについては、いっさい知ろうとすることもなく、また厚謙も議論することはなかったが、これは世間のみな知るところであろう。

おおむね、人が権門と手を結び、世間を混乱させるようなことは、わが身に利益があってすることであり、富貴功名のほかに求めるものはないものだが、叔弟はその家柄と文学の才能でもって、科挙に首位で及第した七年だけでも、じっと座っていても付いてくるはずの官職にしか就かれなかった。厚謙に近づいていてその身の利益を考えていれば、どうして要職の一つでも得、そして位階の一つでも加えることができなかったであろうか。この一事でも、叔弟がただ父兄のためにだけ、やむをえず、厚謙に近づいたのであって、わが身の利益を考えてのことではなかったことが明白であろう。

沈翔雲というのはもともと妖悪な輩で、自身は廃族²⁸⁾の身であったが、才走っており、厚謙と親しんでいた。叔弟は厚謙の屋敷で面識をもったためにこれと往来があり、心中不快ではあったが、厚謙をはばかって、この者をも厚く待遇した。

乙未の年の摂政代理の件の後に、京試の慶科²⁹⁾の発表があったとき、かつて辛 壬の禍³⁰⁾で罰された崔錫恒、趙泰億らの子孫の三人が受かり、朝廷で議論が紛糾 したことがあった。そのおり、翔雲が叔弟のもとにやって来て、

「わたしは上疏して、崔、趙の失格を請おうと思うが、どうであろう」 といったので、叔弟は、

「君の立場というのは、お目こぼしで仕事にありついているようなものではないか。どうして上疏などして朝廷のことに関与しようというのかね。崔と趙のことはたしかにおどろくべきことだが、この世の中というもの、おのずと朝廷での議論もあり、その議論にあずかる人もいるわけで、君の出る幕ではないだろう」といったところ、翔雲は怒って、不快そうに出ていった。

まさにその日のうちに、徐有寧の上疏³¹⁾があって、翔雲は結局は上疏しなかったのだが、三日後に、突然に手紙を書いて来て、

「今朝、わたしは上疏しようとしたが、書くべきことが多く、上疏することができなかった。上疏しようとした要件の大略を書き写してお送りしよう」といって、別紙に自身が上疏しようとした条目について、一字ずつだけ並べて書いていた。それは、「党」や「官」などすべて八つの条目で、最後は「戚」についてであったが、これを書きさしていた。他の条目はみな一字ずつ書いて、「戚」の条目に至っては、その議論の部分を書き写して送っていたが、それはわが家が外戚であり、それを見せんがためであった。

叔弟はそれを見て、その上疏がどのような意図をもつものかがわからず、自己が 廃族であることを知りつつする上疏であることにおどろきあきれて、手紙を送っ て、

「君みずからはこれを善だとしても、他人はきっと咎めるにちがいない。上疏するなどお門違いではないか」

と書いたのだが、その夕方には、その上疏の原本を見て、おどろき、すぐに、大司憲³²⁾であった尹養厚に手紙を書いて、翔雲を逮捕し尋問するよう請うことにし、さらに、その兄の尹象厚にも頼み込もうと手紙を書いたものの、養厚はこれを聞かなかった。

この始終については、戊戌の年(1778)に叔弟が供述書を提出した際、みな詳細に申し上げて、そのとき、翔雲の手紙とかれが上疏しようとした条目を並べて書いた紙まで王さまの御前に提出した。また、養厚を勧めて翔雲を拷問させようとしたことは象厚が知っているはずのことで、その象厚はなお生きていたから、生存している象厚をも参考人として尋問することまで請うたのだった。翔雲の上疏は叔弟を驚愕させるものであったが、翔雲と面識があったことは叔弟にとってまことに不幸というべく、翔雲の処分を願う気持ちは他人に百倍するくらいであった。

翔雲の上疏,干渉がまったくのいいがかりであることは明々白々であって,また,丁酉の年(1777)の逆変³³⁾が出来したとき,相吉という者が供述して,

「洪家の者どもが推戴を企みながら、議論して、洪家はあくまでも戚里であって、現在は用いられていないにしても、しばらく後には、おのずと兵権をつかむことにもなり、そうなれば、陣法にも習熟して、一気に事を起こそうと、いっていました」

-196-

といったというが、これがどうしてまともな人のことばであろうか。この言には語りて説をなさずという曲折があって、三尺の童子であれば、いったいだれがまっとうに受け取ろうか。

もし、わが家の凶計を誣告しようというものであれば、「洪家が没落して、国家を怨み、推戴の謀りごとを行おうとしている」というべきであって、「将来、大将に任じられて、兵権を握ることがあったなら、かならず事を起こすだろう」というのでは論をなさないではないか。将来大将に任命されて、兵権を握るときというのは、王さまのお怒りが解けて、寵を取り戻したときであって、わが家が奮い、その身も大将に任じられるようであれば、富貴も極まり、意望も充足した状態であり、またどんな意図でもって王の推戴をもくろむことがあろうか。

また、その者たちがそうした理にかなわぬことをいいつのっていたにしても、そんなことをいっさい知らない叔弟にどんな罪があったろう。叔弟はもともと国栄との仲が悪かったために、国栄が叔弟をぜひとも害そうとして、禍色が今日か明日かに迫ったのであったが、先王の聖徳に一縷の望みをつないで、戊戌の年(1778)になって、ようやく二件の罪を雪ぎ、公人として回復したのであった。

そのとき、先王のご命令は立派なもので、罪人を呼び戻すことばの節々に条理があり、どこにも邪意がまじらず、はっきりとまごころを尽くして、

「天理に求めても、人情に求めても、実にこうした道理があっていいはずがなく、たとえ疑われるべき点があったにしても、身分からいって容赦すべきであるのに、いわんやもともとこのことはなかったのだ。今日、事実無根として舅上の冤罪を雪ぐことができ、わたしはやっと母上を拝することができる」

とおっしゃって、お喜びのご様子であった。そもそも叔弟とわたくしは、王の外舅と母親でありながら、そうした裁判の庭に座すなどということは、昔の『史記』からわが朝の今に至るまで他に例のないことではないか。わたくしは、叔弟の冤罪を痛憤し、おどろきあきれるばかりで、みずからはどうすることもできなかったが、先王のご孝行によって、ようやく叔弟の冤罪が雪がれ、無実となったことに感激し、祝ったことであった。

その後、国栄が死んで、先王は前日のことをしだいに後悔なさるようになり、日を追うごとに外叔たちを優遇なさるようになった。ことに叔弟の文章筆翰の才が世間に認められていないのを残念にお思いになり、いつも賞賛しては、紙を送って文章を書かせ、屛風をいくつか作らせ、ご自身でも飾り、わたくしにもくださった。

また壁に張り付けるちょっとした文字や「立春」というような文字までも書かせて、それをお張り付けになったが、「萬川名月主人翁」というご自分の号まで叔弟に書かせ、それを懸板にまでなさったものであった。

辛亥の年 (1791) から、お父上の上疏文集の編集を始めて、頻りに往復があったが、仲弟の楽信が死ぬにおよんで、王さまの叔弟への籠はさらに加わり、なにもかも叔弟にご相談になるようになった。

丁巳の年(1797)のころからは手圏³⁴⁾をなさるときに、その文を削るか残すかは みな叔弟と議論の上でなさったが、その応答が一日にどれほどになったことかわか らない。

王さまが叔弟をご覧になるときには,

「その容貌と気性は、宰相たちにもこれに匹敵するものはいない。現在は沈滞していても、畢竟、尹蓍東³⁵⁾くらいにはなろう」

とおっしゃった。また、

「甲子の年 (1804) には六十四歳であるが、まだまだ大丈夫だ」 ともおっしゃり、

「文章が精密で簡潔であり、現在随一の力量といってよい」 とおっしゃった。また、

「わが知己である」

とも,

「心の通じ合う文雅の友である」

とも、おっしゃった。

近年はどんな文章をお作りになっても, 叔弟に送って,

「評論してほしい」

とお頼みになり、ご自身の詩を送っては、同じ韻を踏んで詩を作らせなさった。王 さまのお褒めが過重で、ご褒美をいただくことがしきり、どんなものであっても、 分けて送られ、おこぼれにあずかったが、文章については、

「文章が長く後世に伝わるように,文集を編んで刊行するがよい」 とまでおっしゃった。

そのほかにも、格別なご恩を家人にこうむることが無数で、記録することができないほどであり、わが家の者は老少となく、まただれということなく、聖恩をあまねくこうむったのであったが、叔弟はことに再生の恩をこうむった上に、特別な優

-198-

遇を受けたから, 手紙にはつねに天恩を感泣して,

「身を糜し、骨を粉にしたところで、万分の一もこれに報いることができない」といっていた。 叔弟がこのように遇されたことは宮中の人びとのみな知るところであって、主上はたとえ幼くとも、どうして子細にご存じなく、わたくしの縷々たることばをお待ちになる必要があろうか。

わたくしはわが一門のことに胸を痛め、肝腸を傷つけて、半生を過ごして来たが、甲子の年(1804)には名誉回復するという懇切丁寧なるお約束³⁶⁾をいただいて、どうしてこれを喜び信じずにいられたろうか。このわが家の平安にも限りがあるにしても、兄弟たちが山中に悠々自適して、聖君の恩沢を浴び、残りの人生を過ごすことだけを考えていたのに、あえなくもわが先王を失って、叔弟をして惨禍に出会わせることになるとはどうして夢にでも思ったことであろう。

庚申の年 (1800) に先王が崩じ、その大葬のとき、わが家の人びとすべての名を列ねて、宗戚執事³⁷⁾を行うことになったが、すでにそれは好意に出るものではなく、突然叔弟を参内させて、沈煥之が院相³⁸⁾として先頭に立ち、凶悪なることばでもって叔弟を除いて亡き者にしようと啓上した。先王のご在世中には官職について、そのご恩を感謝しつつ宮中に出入りして、こうしたことは毫もなかったものを、数日前に先王が崩御されるやいなや、この振る舞いにおよんだのであった。叔弟は執事に任じられたにしても、参内する理由がなく、たとえ参内したとしても、国家にどんな火急の変が生じたからといって、時を置かず、一呼吸のあいだにこのような事におよんだのであったろうか。そのときには入梓宮³⁹⁾にもまだ至っていなかったではないか。

わが情理で思うにつけても、齢七十の老人のわたくしがこのような目に遭おうとは、天を呼び、泣きわめいて、死生の境もおぼつかない。わが兄弟を陥れて、天下にこのような凶逆な輩がまたといるものか。また、わが家の人びとがみな出入りを差し止められて、叔弟ひとりが許され、叔弟がどのような罠にかかっても、先王みずからが尋問なさって、罪を晴らし、冤罪であることを明白になさったし、先王のご意向ははっきりしていて、そのことはいわゆる『続名義録』40)にまで載っており、これは世間のみなの知っているところである。この世に人となって、三十年の後に、ひとりはなはだしく心労することになろうとは、古より、聖人君子が不幸にも一度禍厄に遭えば、たとえ罪を雪いでも、一生のたたりとなるもの。世間にこうした議論がどこにあるであろうか。

先王はお父上の上疏文集を編纂なさったものの、いまだ刊行にこぎつけないまま、突然にお亡くなりになり、わが身をともにお連れくださらなかったのがうらめしい。わたくしは一縷の命をつないではいるものの、この身を亡ぼそうという理とともに、わが心というものも、この時に当たって、この世に安穏と生きながらえることをどうして考えていたであろうか。

先王のご遺志を思い、また、わたくしの悲しみを慰労しようというつもりだった のか、まがごとを終らせ、わが家にふたたび陽を当てようということであったの か、八月の十日過ぎに外でその事に当たっていた者が、

「お上からご命令があって、内閣から頒布されることになりました」 といって来た。

世間の風当たりが強かったにもかかわらず、臆することなく、先王が十年のあいだ努力なさって、六十余篇が編集されていたが、その一つとして刊行されたものはなかった。草稿は早々とくださったから、わたくしの父親への思いの上に、先王のありがたいお気持ちを重ねて、朝夕にこれをそのままにしておくことにしのびず、ご生前に刊行されるのを一目でも見たいものであったが、一巻も日の目を見ることができなかったのは、沈煥之などの凶悪な上奏が出て、印刷が取り止めになったがためである。

その沈煥之の上奏の文章を見ると、心骨がおどろいて寒気を感じ、肝肺が破裂して塞がるようであり、二の句もつげず、お父上への侮辱はいうまでもなく、字々句々がわたくしを侮辱し、凌辱することばであった。わたくしがどれほどに寄る辺のない身の一介の老女房のようであったことか、実際にはわたくしは先王の実の母親ではないか。たとえその身の気勢と権勢が一世を振動させるような者であったにしても、先王に対し北面して仕えた臣下として、先王の母親を侮辱するというようなことが、古今天地の間のどこにあるというのであろうか。

主上がいまだ幼く、国事の危機が一毛の間に迫り、人心と世態とがますます悪く、ついには母親の手のおよばぬ世情となるのを免れることのできないようになって、宗国の行く末を心配し、人倫の滅亡を思って、痛哭したい思いであったが、それでも、先王の御在世のおりは、その孝行を受け栄華をほしいままにしたものであった。しかし、今ここに至っては、わたくしは上下に頼る者とてなく、宮中にただひとり取り残された寡婦に過ぎず、わが身に朝廷問案41)も、薬房承候42)も受けることがない。あじけない時を過ごし、気息奄々として、いつも落ち着かなかった

-200 -

が、このたびはあの者どもがこのわたくしを侮辱して、わたくしがすぐにでも死んでしまうことを望まんばかり、表面では機嫌をうかがう様子でいながら、その裏では不愉快なことがたびたびあって、繰り返し凌辱を受けたものだった。

先王がわたくしの身にこのように侮辱がおよんだことをご存じになったなら、みずからもその門安を受けずにすむようになさるにちがいない。わたくしは、朝廷門安、薬房門安ふたつながらに受けないことにし、あの者どももご気楽にいられるようにして、また、わたくしの本分も平安に保とうと決断したのであった。因山の前にははばかりがあって、因山の後に、わが庶弟の楽波と甥の緒栄の官職と加資⁴³⁾のことで上疏のことがあって、

「逆賊の子孫に、あってはなりません」

といったものであったが、韓用亀がやはり甥の守栄を逆賊だといったとき、先王が お怒りになって、

「孫子は同じであり、鳳漢の真孫の守栄が逆賊であるなら、外孫に当たるわたし も逆種になるではないか!

とおっしゃったものであったが、父上の庶子や孫が逆賊であるというのなら、娘の わたくしだけが逆賊ではないというのだろうか。

古来,歴史書にもこれほどまがまがしい変怪の話しがまたとあっただろうか。引き続き、李安黙の上疏には、お父上への侮辱のことばがみちみちていて、名誉回復の余地も残されていないほどで、わたくしの力も弱まって、宮中のみながわたくしを蔑視するようになってしまっていたから、わたくしは心中に万事を拒絶して、人知れず、卒哭した後、廃人のように閉じ籠って、先王のいらっしゃった迎春軒に移って、命を終えようと誓ったのだった。わたくしの死生はまるで夢のようで、いったいなにを惜しんで、この憤りに甘んじて、耐え得ることができたろう。

十一月に生命を終えようと決心して、薬房にはわたくしが門安を受けない事由を ハングルで書き送り、迎春軒で先王のかたみの品を撫でさすり、わが身の運命を悲 しんで、呼天、慟哭して、気絶して打ち伏したが、万古にこうした光景やこうした 情理がどこにあったろうか。

嘉順宮44)も最初は力になっていただけたものの、後には惨憺たるありさまで、あえて災いを防ぐことはできなかった。というのも、ウッチョン45)がお知りになって、おおいに怒って、さまざまなことで責め、戒めになることが多かったからで、やがてハングルの手紙も出してくださらないようになった。貞純王后は、わた

くしに力を貸すのはけしからぬことだとして, 千千万万外にも,

「暗躍している者がいるので、その者を罰すべきだ」

と決心なさり、その月の二十七日、きびしいご命令がくだり、叔弟がわたくしをそそのかして、そうした挙措を行わせたとして、三水遠竄⁴⁶⁾の刑に処された。女官に罪があれば、その兄弟をつかまえて牢獄にぶちこんで、内司において罪を定めるということもあろうが、わたくしはあくまでも先王の母親なのであって、こうした目に遭うということがいったいどこにあるというのだろう。

主上⁴⁷)はご幼少であったが、そのおおどろきになったことがいかほどであったか、推し量ることもできない。朴判書⁴⁸⁾も公正な気持ちから、おどろいて、主上に貞純王后のもとに行かれ、刑のさしもどしをなさるようにと申し上げたが、王后のご命令は凜として動きようもない。嘉順宮は主上に、命令を下されないようにお願いして、さらには蓆を熙政堂の庭に敷き、貞純王后に、

「主上へのおことばを伺いまして、たいへんおどろき、この過ぎたる振る舞いを 犯します。どうかきびしい処罰は下されませぬよう、罪を顧みずに、申し上げま す」

と申し上げたが、その人はわたくしのために尊いその身を寒々とした庭の蓆に投げ 出したのだった。先王のわたくしへの孝行ぶりを考えて、自己のまごころをわたく しに示してくれたのであったが、わたくしが感謝し、感銘を受けたこと、どれほど であったろう。

それより前のこと、わたくしが迎春軒において自殺しようとしたおり、主上が迎春軒にはあまりいらっしゃらず、そぞろ寒い居廬庁でわたくしが参上するのをお待ちになっていたので、嘉順宮がやって来て、わたくしを引き連れて行こうとなさった。わたくしは気弱く、主上の幼いお心を傷つけまいとして、やむをえずに、引っぱられて行ったが、おりしもその日のことを、一つ建物の中で知らない様子をするのはおかしく、貞順王后に参って、

「どうして主上はこのようなきびしいご沙汰をなさったのでしょうか」 と質したところ、王后は、

「今回の挙措は主上ご自身の本意ではなく, そそのかす者がいてのことであり, わたくしがこの処分にどうして関わりましょうか」

とおっしゃったが、わたくしの運命で経験したことがなく、また経験するはずもないことで、先王がご在世であれば、まさかこんなことにはならなかったであろうと

-202 -

思うと、天をあおいで嘆息するばかり、血涙が目にあふれ、胸が裂けるようであった。ただただ、

「どうかお許しくださるよう」

と、慷慨しつついったところ、主上と嘉順宮からの懇願もあって、わたくしをご覧になり、ご自身が過ぎたようだと反省なさったのか、ことばも顔色もやわらいで、 ハングルの命令を撤回なさった。

もともと王后のこうした挙措は今回に限ったことではなく、先王のご在世中も、 痛憤に耐えないようなことがあって、いつも気掛かりであったのを、万事みな先王 を信じて、耐えて過ごしたのであった。今に至っては先王もいらっしゃらず、わた くしの哀冤悲痛なるさまは胸がはじけ、天を突き刺すばかり、今にも死のうと思っ た矢先に、またこうした変故に遭って、お父上が侮辱された上に、わが身が逼迫さ れることが急で、わたくしにはもう一時でも生きていたいという気持ちがあったで あろうか。

つらつら心に考えるに、そうした企みを、わが家の人びとがどうして思いつこうか。わたくしがどんなに不肖であったにしても、親を思う心は旺盛であって、七十の齢でもって、だれのことばにそそのかされて、そうしたことをするというのか。また、たとえだれのことばを聞いたとしても、わたくしのしたことといえば、わが兄弟を罪に陥れたのであって、われとわが身をどんな状況に置こうというつもりであったというのか。兄弟叔姪がおおぜいいる中で、ただひとり叔弟だけを罪人に仕立て上げることになったのであったが、こうしたことがどうしてあっていいものか。

その後は、なすすべもなく、憤りに耐え、恨みを含んで、いたずらに日々を送っていたが、わたくしのハングルの手紙と貞純王后にさしあげた手紙は、その者どもにとっては受け入れることのできない、わが罪と見なされるものであった。にもかかわらず、わたくしを殺して憤りを晴らすことができないために、そこで、わが叔弟をわたくしの身代わりに殺そうとして、門安のことを始めとして、暗躍して、さまざまな害悪を企んだために、ついに十二月の十八日にはきびしいご命令が下って、叔弟の禍色は日々危急の状態となったのであった。

大臣以下が参上して,

「あの者を殺してしまいましょう」 といい、また、上疏して、

「禍の巣窟を取り除きましょう」

と申し上げたものの、実は叔弟の罪名を挙げるでもない。それといった事由もない のに、ただ情として殺そうとするのであって、万古、天地の間に、こうした虚無孟 浪なる振る舞いがいったいどこにあろうか。

昔から無実で禍をこうむる者は、わざわざ列挙するまでもないが、しかし、叔弟が職にあって仕事をする上においても、また、権勢をふるうことに関しても、また、人の生殺を決定することに関しても、そうしてまた、世間の議論をし、往来をすることに関しても、どんな犯すところがあって、罪されるというのか。叔弟はそうした災難についてはまったく身に覚えがなく、自身の供述と先王のおことばでも明白になっていたはずで、繰り返し弁明する必要もなく、また、新たに犯したという罪目というのも、まったくの言い掛かりであって、どれも不当、これも不当、身に覚えのない罪目をかき集めたものであった。

第一の罪目の恩彦⁴⁹⁾のためを謀ったというのは、辛卯の年(1771)のことで罪するというものであったが、これはかつてのお父上の関わるもので、もともと嘘にもとづく誣告であった上に、三十年も後になって、子どもに縁坐させて、ふたたび罰するということがどこにあろうか。先王にとってわがお父上がいったいなにであり、またわが兄弟がいったいなにであったか考えてみるがいい。なのに、お父上や兄弟が先王を廃し、祻を立てようとして、人によって妨げられたというのであったが、この朝鮮国に祻を立てようなどという人がいったいどこにいたであろうか。祻といっしょに並記されて、禍をこうむりなさったが、これは古今にまたとない冤罪であった。

第二の典礼のこと⁵⁰⁾についても、叔弟は平生から典礼のことについては口にしたことがなく、家中の子弟たちともいっしょには問答したことがなかったのに、いったいだれが来て典礼のことを尋ね、だれが聴いたというのであろう。ほんとうに一つの事実でもあれば、いざ知らず、聴いても見てもいないはずのことを、むりやりにそれがあったこととしてしまったのだが、どこにそうしたことがあるだろう。

第三には、徒党を組んで、叔弟の家がおのずと巣窟になってしまったというのだが、叔弟は、わが家の失勢の後、三十年ものあいだを蟄居して、だれとも会うことのなかったのは世間のみなが知るところであって、これまた冤罪であることは明らかで、はなはだしきに至っては、叔弟がキリシタンに染まったというものもあったが、これは誣告するにも材料に事欠いて、害そうがために言い出したことであり、

172

こんなことが世間にあっていいことだろうか。 叔弟はもともと経術と文章をよくしたものの、博覧を事とせず、平生は儒教の経典以外の雑書を読むことなく、『三国誌』や『水滸伝』のようなものでさえ手にすることがなかったのに、どうしてキリシタンなど邪教の書物を手にすることなどあったろう。

そもそも、以前は、キリシタンというものがこの世の中にあるということすら、 叔弟は知らなかった。辛亥の年(1791)の十二月に、兄弟があいまみえたとき、先 王に初めてその大略を伺って、そのときおどろきを隠すことなく、

「固く禁止なさいませ」

と申し上げたことばが、今もって耳に残っている。

だいたい、キリシタンなどというものは卑賤の者や不逞の輩の信じるものであって、富貴の家や国家の外戚の者の関わる理がなく、ましてやわが家の人間がそうした書物を読もうなどと考えるわけがない。キリシタンには南人が多く入信したが、わが家は三十年来蟄居して人との往来が絶えていて、南人とはまして付き合いがなく、蔡済恭 51)はその声音も知らず、李家煥 52)は叔弟がふだん面目も知らない人物であった。呉錫忠 53)というのは叔弟のもとに出入りして、自身の祖先の呉始寿 54)の官爵の復帰はわが叔弟の尽力であったことを周囲にも言いふらしていた。

沈煥之がこのことをとらえて上奏したのだが、そのことばはみな無実の者を誣告するものであることが明らかであった。というのは、呉始寿が罪をこうむったとき、わが高祖の洪萬容が大司憲として事に当たり、三日を争って、結局、処分はわが高祖が下したものであったから、呉家の者たちがわが家を代々目の仇にするようになったのだ。しかし、その目の仇の家にどうして出入りなどする道があったものか、呉始寿の官爵復帰を、先王がわが叔弟のことばを受け入れてなさったというのだから、叔弟の権勢は大きかったといわねばならないが、しかし、仲父の官爵すら復帰する力を持ち合わせていなかったのだから、まったく事実無根のことで、あらためて議論する余地もあるまい。

人を殺すことは国家の大事であり、ましてや叔弟はわが兄弟であり、先王の外舅である。たとえはつきりとした罪状があったにしても、軽々に害するべきではなく、いわゆるでっち上げの罪名に一つとして該当するものはないのに、しっかりとした議論もせずに、ただ殺すべきだとして、

「朝廷に申請しよう」

とか,

「王さまに啓上しよう」

といって、結局のところ、罪もないのに、千里の海の外から罪を得るようなことになったが、萬古天地の間にこのように愚かしく、痛ましいことがどこにあったろう。

わたくしは七十の篤老の境地になって、先王を失い、昼夜に号泣して、そのままわが身も失うことを願うばかりになっていたのに、叔弟が無実で何一つ罪を犯していないのにかかわらず、惨禍をこうむった。わたくしの立場にあって、いたずらに座したままこれを救うこともならなかったとは、わたくしのような凶毒かつ愚かな人間がこの世にまたとあろうか。

そのとき、主上がわたくしの様子をご覧になり、涙をこらえて、人の目につかぬところに行かれておおいにお泣きになったが、ご自身は幼くて、たとえ救いの手をおさしのべになれなくとも、叔弟その人に罪のないことをご理解になり、また先王が平生厚く遇されたことを思い出し、さらにはわたくしの悲しみを思いやってくださったのであったから、どうしてこれをありがたく思わないでいられよう。わたくしは、この限りない悲しみの中にあっても、主上の仁厚なるお心に将来に希望を抱くものであった。

もしこの悲しみに耐えることなく、わたくしが自殺してしまったならば、凶徒たちの思う壺であるから、死にたいという気持ちに耐えて生きのびたものの、無実で死んでいった弟がよみがえるものでもなく、わたくしは日に日に気息奄々として、朝夕に命が迫っているようであったが、この世に亡くなった弟の無実の罪が晴らされるのを見ずに死んでしまったなら、あの世に行っても、弟に合わせる顔がなく、魂魄が千古に遺恨を結ぶことになろう。

天よ,天よ,わたくしを生きながらえさせて,わが弟の恨みが晴らされるのをこの目で見て後,死なせてくださるよう,昼夜に血の涙を流して,祈るばかりである。

[訳注]

- 1) 国家から官職を与えるとき、「三望」の三人の候補者の中から最も適任と思われる者の名前の上に、王みずからが印をつけて、選ぶこと。
- 2) 作者自身。
- 3) 流罪の反語的な言い方。
- 4) 必ずしもないとすることはできない。宋の秦檜が岳飛を陥れてこれを殺そうとしたとき、韓世忠が秦檜のもとに行き、岳飛の罪状が明白ではないと問いただしたと

-206-

- ころ、秦檜が明白ではないけれども、「莫須有」の三字で答えた。いわゆる「三字 の獄」をいう。
- 5) 英祖 51 年 (1775) 11 月のいわゆる「三不必知」という舌禍によって、洪麟漢が 翌年の英祖 52 年 4 月 (1776) に礪山に流されたこと。
- 6) 英祖 38 年壬午の年 (1762) に思悼世子が処分されたこと。
- 7) 壬午禍変での思悼世子の処分を,正祖が甲子の年(1804)に純祖に譲位するつもりで,その際に無実にしてしまおうとしたこと。
- 8) 純祖を指す。
- 9) 李朝 13代, 在位は西暦 1546~1567年。
- 10) 李朝で数回にわたって編纂された謀反についての審議記録。
- 11) 李朝 12 代仁宗の妃, 領議政錦城府院君朴墉の女。11 代中宗 9 年(1155)誕生, 14 代宣祖 10 年(1576)没。
- 12) 夫の外叔。
- 13) 芸文館の正九品の官職。
- 14) 世子師,あるいは世子傅。世子侍講院の正一品の官職。
- 15) 侍講院の正二品の官職。左賓客,右賓客,従一品左副賓客,右副賓客などがあった。
- 16) 東宮に付き添う官僚。
- 17) 承政院正三品の官職。
- 18) 暗行御使, 繍衣御使。
- 19) 訓練都監,禁衛衛営,御営庁,守御庁,摠戎庁を統べる大将。
- 20) 内医院恵民署の妓女または婢女として医術を修めた者。
- 21) 洪錫輔の一女。清風金氏金致萬の妻。
- 22) 英祖20年(1744)の思悼世子と作者恵慶宮洪氏の結婚。
- 23) 正三品通政大夫以上の品階。
- 24) 英祖 48 年 (1772) 3 月 21 日, 党争の責任を追及して, 金鐘秀以下を黒山島など に配流した。
- 25) 中宮殿すなわち正祖妃の孝懿王后。
- 26) 弘文館の正四品の官員で、この官を志願すること。
- 27) 読書堂の別称。若く才能のある文臣で王の特別な命を受けた者たちが学問をした 所。読書堂は燕山君の時代(1495~1507)に廃止されたが、中宗の時代(1507~ 1545)にふたたび置かれ、湖堂と呼ばれた。
- 28) 処刑されて死んだ者の子孫で公職につけないようにされた一族。
- 29) 京試慶科,国家に慶事があった際に臨時に行われた科挙。このときの試官は金尚 喆であった。

- 30) 景宗元年から 2 年 (1721~1722) にかけて、当時世子であった英祖を亡き者にしようという事件があった。
- 31) 官職は副司直。前の三人について領議政の金尚喆をして上疏させた。
- 32) 司憲府の従二品,最上級の職。
- 33) 正祖元年 (1777) 鄭厚謙などの謀逆。
- 34) 文章を判定するときに朱墨でつける印。
- 35) 海平の人。英祖 30 年 (1754) 文科に及第,正祖 19 年 (1795) 大臣となり,左議 政となる。諡号は文翼,号は萬間,梧陰斗寿の子孫。
- 36) 前掲注7)。
- 37) 国葬の際に宗戚の者にさせた臨時の役掌。
- 38) 王の昇遐後、26日のあいだ政務を見た承政院の臨時職。
- 39) 梓宮は王の棺のことで、王の棺に侍ること。
- 40) 正祖はその初年に外祖父の洪麟漢や鄭厚謙を罰したが、その大義を満天下に明らかにするために刊行した書物。
- 41) 朝廷で朝夕に王, 王妃などにご機嫌伺いをすること。
- 42) 薬房内人がご機嫌を伺うこと。
- 43) 正三品通政大夫以上の品階を与えること。
- 44) 正祖の妻, 純祖の母。
- 45) 王大妃の呼称。ここでは大王大妃、すなわち英祖継妃の貞純王后。
- 46) 洪楽仁を三水甲山地方の遠方に流したこと。
- 47) ここでは純祖大王。
- 48) 朴準源。嘉順宮の父。当時判書の職にあった。
- 49) 正祖大王の庶弟。
- 50) 国家の礼。ここでは思悼世子を王として追尊しようという礼をさし、壬午禍変の大義名分論。
- 51) 南人の領袖。号は樊岩。正祖のとき領相であったが、追奪され、後に許された。
- 52) 純祖元年に邪学(キリスト教)罪人として李家煥,李承薫,丁若鏞,権哲身,洪 教萬,洪楽敏などを死刑あるいは流刑にした。李家煥は号貞軒,錦帯。驪興の人。 文科に及第,判書となる。文章によって一世に知られた。
- 53) 号は梅丈, 同福の人。純祖元年3月, 邪学の罪によって荏子島に流配, 後に死刑。
- 54) 粛宗時代 (1675~1721) の右議政。辛酉の年 (1681) に死を賜わる。己巳の年 (1809) に復官し, 甲戌の年 (1814) にふたたび追奪。